

マンホールトイレの設置を 補助する制度を創設します

川崎市は、発災当初から持続的に使用できる「マンホールトイレ」の設置及び購入に関する費用の一部を補助する制度を創設し、オンライン又は郵送による補助金の申請受付を、令和 8 年 10 月 19 日（月）から開始します。

本市は耐震性のあるマンションや共同住宅への居住率が高く、災害時に在宅避難をする市民が多くなると想定されます。このため、自宅付近に災害時も衛生的に使用可能な「マンホールトイレ」を増やすことを目的とし、本制度を創設するものです。

1 補助金名称

川崎市マンホールトイレ設置補助金

2 補助内容

（１）補助額：工事費及び購入費の 3 分の 2（上限 60 万円）

（２）対象者：自主防災組織、町内会・自治会

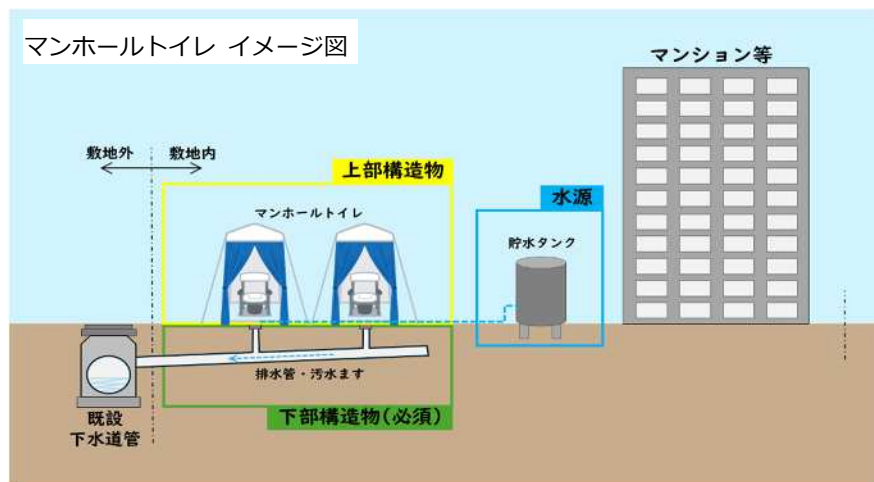
共同住宅の管理組合や所有者、民間事業者等

（３）対象項目：下部構造物（排水管及び汚水ますの設計・工事）※必須

上部構造物（パネル又はテント、便器、便座及び設置に必要な付属品）
貯水タンク及び付属品等



マンホールトイレ イメージ図



【マンホールトイレとは】

上部構造物、下部構造物及び貯水タンクを組み合わせたものであり、下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確認する設備です。

申請方法等について

1 申請方法

オンライン（オンライン手続きかわさき（e-KAWSAKI））又は郵送により補助金交付申請を受け付けます。

それぞれの詳細な申請方法については、市ホームページ又は川崎市役所本庁舎6階危機管理本部若しくは各区役所の危機管理担当窓口において配布している本制度案内にて御確認ください。

市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000190056.html>



2 受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年12月18日（金）
（申請額が予算額に達した場合、申請受付を終了します。）

3 予算額

200万円（約3件分）

その他注意事項

- ・ 申請書等に不備があった場合には、御連絡することがあります。
- ・ 申請書等が整った時点で審査を開始しますので、その間に予算額に達した場合には受理できない場合があります。
- ・ 補助金の交付は予算の範囲内で決定しますので、必ず補助の対象になるとは限りません。
- ・ 配送費は、補助の対象となりません。
- ・ 本市からの補助金交付決定通知書が届く前に工事や購入を行った場合は、補助の対象外となります。
- ・ 工事着手前に、下水道事務所へ排水設備計画確認申請を提出ください。
- ・ 工事完成後に、下水道事務所へ排水設備工事完成届を提出ください。

問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当 羽嶋

電話 044-200-1430（内線 22701）